

議案第 2 号

東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正について

東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

令和 5 年 1 月 2 6 日提出

東広島市教育委員会

教育長 市 場 一 也

1 提案理由

通学区域制度の弾力的運用として市内全域から就学・転入を認める小中一貫特認校制度を導入するに当たり、必要な例規の整備を行うため、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり。

3 施行期日

令和 5 年 2 月 1 日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）

第 1 5 条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 1 月 日

東広島市教育委員会

教育長 市 場 一 也

東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則（昭和 49 年東広島市教育委員会規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「行う者」の右に「をいう。以下この条及び次条において同じ。」を加える。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とする。

第 5 条中「前 2 条」を「前 3 条」に改め、同条を第 6 条とする。

第 4 条中「前条」を「第 3 条」に改め、同条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

第 4 条 前条の規定にかかわらず、保護者が所属学校以外の学校（教育委員会が別に指定する学校に限る。）を選択した場合において、教育委員会がこれを認めたときは、教育委員会は、当該学校を通学すべき学校として指定することができる。

附 則

- 1 この規則は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の規定による通学すべき学校の指定に関し必要な手続その他の行為については、この規則の施行前においても行うことができる。

新	旧
(通学すべき学校の指定) <u>第3条</u> 小学校及び中学校に入学(転学を含む。以下同じ。)する者の学校は、保護者(親権者、後見人又は後見人の任務を行う者をいう。以下この条及び次条において同じ。)の住所の属する学区の学校(以下「所属学校」という。)とし、教育委員会は、保護者に対し、当該所属学校を通学すべき学校として指定するものとする。 <u>第4条</u> 前条の規定にかかわらず、保護者が所属学校以外の学校(教育委員会が別に指定する学校に限る。)を選択した場合において、教育委員会がこれを認めたときは、教育委員会は、当該学校を通学すべき学校として指定することができる。 <u>第5条</u> <u>第3条</u>の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であるときは、所属学校以外の学校を通学すべき学校として指定することができる。この場合においては、教育委員会の許可を受けなければならない。 (1) 地理的条件により通学困難と認めたとき。 (2) 身体が虚弱で通学困難と認めたとき。 (3) 身体又は精神に障害があり通学困難と認めたとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、特に教育的配慮をする必要があると認めたとき。 (学校指定の変更) <u>第6条</u> 教育委員会は、<u>前3条</u>の規定により通学すべき学校を指定した後、通学すべき学校の指定要件を欠くに至った、所属学校以外の学校に入学した児童及び生徒に対しては、入学後といえども通学すべき学校の指定を変更することができる。 <u>第7条</u> < 略 > <u>第8条</u> < 略 > <u>第9条</u> < 略 > <u>附 則</u> <u>1</u> この規則は、令和5年2月1日から施行する。 <u>2</u> 改正後の東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の規定による通学すべき学校の指定に関し必要な手続その他の行為については、この規則の施行前においても行うことができる。	(通学すべき学校の指定) <u>第3条</u> 小学校及び中学校に入学(転学を含む。以下同じ。)する者の学校は、保護者(親権者、後見人又は後見人の任務を行う者_____)の住所の属する学区の学校(以下「所属学校」という。)とし、教育委員会は、保護者に対し、当該所属学校を通学すべき学校として指定するものとする。 <u>第4条</u> <u>前条</u>の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であるときは、所属学校以外の学校を通学すべき学校として指定することができる。この場合においては、教育委員会の許可を受けなければならない。 (1) 地理的条件により通学困難と認めたとき。 (2) 身体が虚弱で通学困難と認めたとき。 (3) 身体又は精神に障害があり通学困難と認めたとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、特に教育的配慮をする必要があると認めたとき。 (学校指定の変更) <u>第5条</u> 教育委員会は、<u>前2条</u>の規定により通学すべき学校を指定した後、通学すべき学校の指定要件を欠くに至った、所属学校以外の学校に入学した児童及び生徒に対しては、入学後といえども通学すべき学校の指定を変更することができる。 <u>第6条</u> < 略 > <u>第7条</u> < 略 > <u>第8条</u> < 略 >